昭和六十年九月～十月

上田　勝彦

**御所原　地名考**

我が郷土「御所原」の地名が戦後抹消されて今日に至っていることは残念至極である。この儘では永久に「御所原」の地名は消滅することになるであろう。茲に御所原の地名考を誌し、由緒ある地名の保存･復活に資したいと念願する次第である。

○御所とは

漢和大辞典によれば、禁中・宮中・皇城、僣して将軍・大臣などの居所にもいふ。統べ治める所、他を尊称する場合とある。言海も、禁裏・内裏・後には、僣して公方・大臣家以上にもいふと述べている。

○地名辞典による「御所」の付いた地名の調査によれば

全国一七箇所のうち由来不明のもの三箇所  
過去に禁裏又は上皇･皇族の居住地が存在したと推定できる所、六箇所  
摂関家･将軍の邸宅所在地、一箇所  
京都御所内より移転された神社の所在地、二箇所  
内宮を祀った古社または天照大神を主神とする神社の所在地、二箇所  
地方大豪族の居住地で古墳等の所在地、二箇所  
○「御所原」に就いての古伝  
風土注進案には「仲哀天皇熊襲御親征のみぎり、この地に後駐輦遊ばされたるが故に御所原といひ、板持は御用材を運搬したるがためこの名あり」とある。  
　参考　日本書紀によれば、仲哀天皇二年三月、天皇はひとり南国を巡視して紀伊国徳勒津宮に至ったとき、熊襲の反乱をきいて海路穴門にむかい、六月豊浦の津に着船した。豊浦の津は今の長府の地である。神功皇后もまたその翌月角鹿を出船して向津具の大済を経て豊浦につき、九月そこに宮居を建てて穴門の豊浦宮とよんだ。・・・三韓征伐に続く。  
　「風土注進案」には、「往古は妙現山麓南の方深川川の口に廻船20艘余も繋船の湊有之、然る処本川洪水の度毎に小石流れ出、年数を経ては大に埋れ、只今にては漸廻船一艘だけは入込候へとも、底浅く候故御米積浮等は相成不申。  
御所原の地勢、深川川より1.2ｋｍ離れて深川川に沿って拡がる丘陵地帯であり、深川川河口･深川湾の展望のよい処であり板持山までは1ｋｍ未満の距離である。地名辞典所載の天草の御所浦島、八代海の最大島、古伝によれば景行天皇18年5月熊襲を平げ、日向路より球磨を経て葦北より船に召去れ御巡幸中暴風に遭われて避難御宿泊なされた所。  
【判断】  
風土注進案所掲の「御所原」。古伝は主語を神功皇后とすれば、日本書紀の記述に通ずる。また、地名辞典にある天草の「御所浦島」に類似している。御所浦島が景行天皇の假泊地であるに対し、御所原は神功皇后であるの違いのみである。今となっては史実として証明できない点も共通している。風土注進案編集の経過からみて、この記述が当時誰かが創作したものでないことは明確である。事実宝永五年(1708年)天照大神宮小室上棟銘にはその所在地が長門大津郡深川御所原と明記してあり、御所原の地名が古くから存在していたことは実証できる。この点をふまえて風土注進案の文言をみれば、「御所原」の古伝はこの地方の古老が言い伝え語り伝えて来た確信であると判断できる。このような古伝はそのまゝ真実でないとしても何らかの事実を反映しているとみてよいと思う。特に深川の川名が示す如く、現在の浅川に比し大船団を収容するに足る深川であった事は風土注進案の記述からも察せられ、御所原の地が南西に板持を控えた見通し交通至便の地であることを思い併せるとき、古伝は改めて蘇り来るのであったと考えられる。或いは斉明天皇･天智天皇による百済救援のための朝鮮半島出兵の時のことかと仔細に検討したが全く無関係であることが明確になった。そして其の後の歴史に於ても同様である。されば古伝を素直に尊重するのが妥当であるまいか。  
○古伝とは別に皇族･将軍・大臣その他貴族･大豪族･武将の居所として「御所原」の地名が発生した可能性はないか。  
1.深川に稼塚古墳群があったがその所在地は東深川田屋であって「御所原」との関係は考えられない。  
2.板持に白鳳期から南北朝時代にかけて安楽寺があったことが判明しているが、寺の歴史は不明で、御所原の由来を求める手懸りはない。  
3.地下上申に「城山、御所原の西にあり。但し城山の辻に檀床瓦之候へども、名は無御座候。往古、蒲の御曹子（源範頼のこと）の城跡とも申伝へ候・・・」とある。源平合戦に於て山陽道を西進した範頼軍が瀬戸内の制海権を平家軍におさえられ、兵糧米の調達も思うに任せずやっと長門国まで到着したが、苦戦続きで士気も衰えたため、範頼は窮状を訴え続け、頼朝は遂に義経の起用にふみきったということがある。三隅にも範頼ゆかりの遺跡があるので、御所原の西に範頼の城が出来てもおかしくはないが、範頼が城山に入ったにしても短時日であり、これはあくまでも城山に関する古伝であって、その故に御所原の地名が発生していたとは考え難い。範頼が東軍の総大将であったにせよ、この時代は頼朝ですら御所の名で呼ばれたことはないのであるから。  
4.長門国の初代守護佐々木高綱及び歴代の守護、改めて長門探題または中国探題の役所の所在地は国衙があった長府であり御所原に来住した記録はない。鎌倉時代以降の長州の名族豊田氏の住地は今の豊田町であり、貞治2年(1363年)大内弘世防長二国の守護となったが、大内氏の居所は代々山口であり、大内氏直前の長門国守護厚東氏の居所は長府であった。深川と最も縁の深かった部将は長門守護職代となった鷲頭氏であったが、居城は深川正明市北の亀山または殿台であって、有力な武将の居所があったための御所原の地名が生まれた可能性はない。  
5.成立の時期は不明なるも、古代の深川郷は中世では、日置庄とともに深川庄という三条家の荘園となっている。室町時代応仁の乱が始ると三条家の荘園は鷲頭氏に横領されるようになった。「一乱中家領等飛行、未無安堵、仍在京都堪忍難叶之間、被申御暇、暫時在国令下向給云々」の記録が示す通り、困窮した三条公敦（前右大臣）に文明11年(1479年)4月深川庄や日置庄が家領であった縁で、大内政弘を頼って山口に下向し、そのまま上京せず、文明13年山口で出家している。ついで公敦の子内大臣実香が、更にその子前左大臣公頼が来山している。三条家の当主三代は家領であった深川庄・日置庄に自ら足を運び年貢を得たと推測されるが、その為には現地に別邸を置いたと考えられる。三条実香に就いては湯本に住んだらしいことは史料がある。公敦や公頼に就いては史料がない。しかし、深川のどこかにあったらしいことは「三条殿（公頼）は御知行の深川へ御出でなされしを路にて強人参会討ち奉りけるとかや」の異本義隆記が示唆している、御所原の地は東西深川全体を展望でき日置にも湯本にも近く家領全体を知行するには最適地であったらう。三条家三代70年の邸宅の所在地こそ御所の地名がふさわしい。別に御所の名のつく土地が深川にない以上、現御所原の地名は三条家在住に由来すると考えられぬであらうか。  
  
○大神宮を奉斎したことに由来する地名ではないか。  
この例は奈良県御所（ごせ）、神奈川県藤沢町の西北御所見村にみられる。  
大津郡志によれば、三隅に内宮御神領の地がある。今でもそこを御所といって、近くに栗畑という村がある。明暦三年坪付帳には「ジングウ・神田・神畠などの名が出てをり、今でも神宮という地名が残ってゐる」とある。これは三隅御厨の地に大神宮が奉斎されていたことを示唆すると同時にその地を御所と称したことを示している。これからみて、時代や経済に就いては精査する必要があるが、昔、大神宮が奉斎されたことにより、御所原の地名が始ったとも考えられる。  
  
◎「御所原」の地名は江戸時代前期には使用されている昔からの地名であることは明瞭である。地名の由来は上記のどれかと思われ、どれにせよ江戸時代より前に遡る古地名であって、日本に一つしかない由緒ある立派な地名である。このような地名は是非保存し伝えねばならぬと思う。

「御所原大神宮」に就いて　　　昭和62年1月23日完成　　　　　上田勝彦  
  
昭和15年、岡田忠治郎氏兄弟の御所原大神宮への大鳥居寄進に当り、父早苗は新設鳥居に「天壌無窮」の文字彫刻を思いたち、郷土の大先輩松崎寿三氏を介して湯浅内府に同文字の揮毫を依頼すべく、交渉一切を兒勝彦に託す。これに応じ4月7日8日続けて松崎氏を訪問し、松崎氏の指示を受けて4月22日「五十鈴神社史畧」を美濃紙5枚に黒書し、4月25日之を携え湯浅内府を私邸に訪問し、仝27日にも内府を訪問して打合せ快諾を得る。かくて6月湯浅内府揮毫彫刻の大鳥居は竣工をみた。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| http://kayoikujira.up.seesaa.net/image/DSCF0700.jpg | DSCF8590.jpg | 天壌無窮（日本書紀　神代下　天照大神の皇孫、天津彦彦火瓊瓊杵尊への勅） 「葦原千五百秋の瑞穗國、これ吾子孫、王とすべき地なり。宜しく爾、皇孫、就きて治せ。行くませ。寶祚の隆、まさに天壤に無窮を与へる者ならむ」。 |

下記は湯浅内府に呈上した「五十鈴神社史畧」の下書きである。  
五十鈴神社の祭神は申すも畏き、伊勢の大神即ち、天照皇大神・豊受皇大神にまします。而して御鎮座の地名を御所原と称する。故に古来社号を「御所原大神宮」と称し（神道管領家下附神号及び祀官裁許状）又通俗には「大神宮」或は「神明様」「御伊勢様」と号し奉った。然れども明治以降、皇大神宮に憚り奉って現社号に改称せられたのである。  
　当社の創建に関しては、古く社宅の災禍に際して古記録類悉く消失したと伝へ、為に現在殆ど之を明らかにすることが出来ぬ。固より一二の所伝がないではないが、何れも妄誕乃至は憶測を出でぬものであって、之が決定的糾明は後日の精密な史的研究の成果に俟の外はない。  
　現存する確実なる古文書に依れば、当社の由緒は今より約280年前即ち後西天皇の寛文年間を以て始めて瞭然たるを得る。爾後200年間社運は甚だ隆昌を極はめたが、此の間就中注目すべき事は、歴代藩主の崇敬旧藩時代を通じて極めて篤厚であったことである。これは（一）社殿の修造は毎時藩主乃至御一族の寄進によってなされたこと、（二）歴代藩主が数次に亘り御神宝其他を奉献せられたこと、（三）極めて遠隔の地なるに拘らず藩主の後直参後代参・御一族の参拝の甚だ屢次に亘ったことの三方面より考察し得るも、かくの如きは藩台の尊崇並々ならざらしことを物語るものであり、「神明之宮藩台敬祝云々」の句洵に故あるを思ふべきである。蓋し、これ大神の他に比類なき御神徳の然らしむる処なるは云ふを俟たぬ処であるが、又他面御神徳は藩台の尊崇により益々光を輝かしめ給ひ、俗に云う長門一国一社の大神宮として（周防山口の大神宮現鴻峯神社に対比して）益々広く一般士民に普く崇敬せられる所以となったのである。  
　かくて当社は所謂氏神としてでなく、氏神を超越した崇敬社として存立し来り御神徳の光被する所上下に亘って甚だ遠く、殊に両大津に於て照々乎として善きこととなったが、これは時に自覚ある神職の微力を得て熱心なる崇敬者をしておのずから純乎たる固体信仰に蘇らせることともなり、又然らざるまでも、くにたみを愛護し給ふ冥々の御神威は一般民心を照徹し給ひ、事あるごとに御神徳を仰ぎ君国に報ひ奉る心を振起せしめ来りしこと明らけし。  
　然し社運に盛衰あり。本来特定の氏子を有せずして社会的経済的地盤の微弱であった事は、偶々幕末明治にかけて神職に其の人を得なかった事及び藩府の崇敬保護を失った事と相俟ち、明治4年の郷社定則に従って同6年当社は八幡宮（氏神）の摂社となり更に同40年の神社整理に際して同社に合併せられるに至り、恐れ多くも御神徳を蔽ひ奉るに立ち至った事は誠に恐懼に堪えない事であった。されど地方人士の熱烈なる尊崇の念は永く之を容認し得ず、有志の士の陳情となり、その結果、大正12年復旧許可となり、同時に村社に列せられたのである。爾来天日再び輝き御神徳益々新たにして茲に皇紀2600年を迎へることとなったのである。  
　　　　昭和15年4月25日  
　　　　右、代五十鈴神社社掌　　上田早苗  
　　　　　　　　　　　　　　　　　　上田勝彦　誌　印  
  
御所原大神宮創建の由来の不明なることは上記の通りである。しかし全国には約1万8千の神明社があり、そのなかには創建の由緒の明確な社もあり、それを調査してみれば、創建の仕方に幾つかの類型がのあることがわかる。まだ調査が不十分ではあるが、幾つかの類型が判明した。次に御所原大神宮の創建をそれぞれの類型と対照し、これを手懸りにして創建の真相に迫りたいと思う。  
  
Ⅰ.御所原大神宮の奈良時代創建説と史実との狭間に就て  
　古来神宮では、原則として、個人による神宮の自由勧進を堅く禁断する掟があった。この掟は極めて厳重であって、一例をあげれば後一条天皇の長元四年（1031年）、荒祭宮及び高宮を自由勧進した斎宮祀官藤原相通は妻子に至るまで流刑に処せられ勧進した両宮は焼き払われると云う事件が起っている。しかし天照大神に対する信仰は古代から特別なものがみられ、そのため必ずしも伊勢から勧進ではなくて、天照大神を奉斎する古社が存在するのである。但しその社数は古代を通じて僅か拾数社にとどまり、そのうち奈良時代までの創建は四社にすぎない。そのうち、大宝二年（702年）創建と伝える富山県魚津の神明宮を除いては、皆由緒が明確で成程と首肯できる社ばかりである。  
　御所原大神宮の創建に就いては、上田家では奈良時代の天平神護年中（764～767年）としている。若しこれが真実であれば特筆に値する出来事であって、国司によって中央に報告され神祇官なり神宮なりに記録され、当然調査の上自由勧進であれば破却され、承認があれば式内社に列せられた筈である。奈良時代創建説はこれが自由勧進でなかったことを意味する。それでは神宮や神祇官を納得させるどんな理由があったことであらうか。これに関して古伝はもとより仮説すらないのはどうしたことか。  
　歴史の上からも奈良時代に、御所原の地に特に大神宮の奉斎を促す政治的社会的要因は、何等発見することが出来ないことも銘記せねばならない。それはとも角としても、奈良時代の創建であれば大変な古社である。当然古代中世の何らかの記録に記載されて然るべきである。中央地方とも古文献に全く触れられていないことは何を物語るであらうか。伊勢神官の存在に就いてすら限られた特定の者しか知らず、況んや自由勧進が堅く禁断されていた奈良時代に、御所原大神宮が創建されたとは到底信じることは出来ない。奈良時代創建説は、上田家祖先の誰かが昔の吉田兼倶の飛神明説の如く、勝手に創出した捏造説と考える他あるまい。そしてそれは恐らく、飯山八幡宮の創建に就いての古伝の形をとった捏造説に対抗する為の措置であったに相違ないと思う。  
　それでは、江戸時代しか明確でない御所原大神宮の存在を、史実としてどこ迄遡って考えることができるであらうか。天保年間編纂の風土注進案には、「御所原大神宮の御造営御修覆等は地下悩にて寛永元年（1624年）御再建宝永五年（1708年）御再建の棟札あり。安永四年（1779年）御修覆の節は当宰判より銀20枚、先大津御宰判より同拾枚神納相成・・・」とある。これからみて御所原大神宮は寛永元年に再建されているから、これ以前に造営または再建されていることは確かである。次の再建が84年後の宝永五年であり、次の修覆がそれから71年後の安永四年であるから、寛永元年の前の造営又は再建は約7～80年前の天文弘治の間（1532～58）とみてほぼ間違いないであらう。  
　天文年間と云えば防長二国は大内義隆の時代であり、義隆が陶晴賢に叛かれて深川の大寧寺に於て自殺したのが天文20年(1551年)であった、毛利元就が厳島で陶晴賢を滅ぼしたのが天文24年（弘治元年、1555年）であった。  
　御所原大神宮の存在を、天文年間以前に遡って考えることは可能であらうか。それは空漠としていて何らの根拠になるものも手懸りもない。従って、地域の歴史及び全国の神明社の調査に基く推測以外に解決の途はない。  
  
Ⅱ.神宮御神領への神明社勧請に就て  
　大神宮が個人による自由勧請を神意に背くものとして堅く禁断していた事は前述の通りである。また朝廷は私幣私祷も堅く禁断していた。しかし、一方では神宮の神威が次第に国民に認識され始め、熱心な神宮信仰者が輩出し始めた。こうした状況のなかで神宮側は、御厨・御園・神田・神戸等神領内に就ては神宮勧請を認めるようになった。そしてその先例は古代にみられ、福井市の神明神社・豊橋市の浜名惣社神明宮がその早いものである。寄進地系荘園の増加する古代末から中世にかけては、源頼朝の如く、自己の所有する荘園を御厨として神宮に寄進し、そこに神宮を勧請するのが通則となった。鎌倉中期には神領は全国に亘り1340箇所であったというから、鎌倉時代から南北朝時代にかけて多くの神明社が創建されている。その中で最も有名なのは長野県の仁科神明宮であって、奉斎以来規則正しく式年遷宮が行われ、その棟札は国宝となっている。  
　かくて永宝10年(1438年)11月には、内宮神主の解文に「爰其在所為神領之時、寿符以二別官一奉勧請者、古今之通法也」の言が表明されるに至った。このような情況であるから、神領である御厨・御園・神庤には口入の神主や御師によって、何時神明社が奉斎されても不思議でなくなった。しかし御所原の地が神領であったことを示す古記録はもとより口伝すらない。はっきりしていることは、御所原を含む深川荘は全面的に古くからの三条家の荘園であり、応仁文明の乱後は在地豪族鷲頭氏に横領されつつあったことである。しかしばがら深川荘東隣三隅荘には、古くからの御厨のあったことは明確であり、これとの関係如何は十分検討に値すると思う。  
  
Ⅲ.室町時代に於ける自由勧請の盛行に就て  
　応永年間になると飛神明事件が相ついで起った。応永14年(1407年)には若狭小浜で、仝26年（1419年）には熱田神宮社頭で、次いで長享三年(1489年)には京都吉田山で起り、この前後京都・宇治に相続いて今神明社が創建された。時恰も宇治と山田との抗争事件で外宮炎上の起った後であったので飛神明は信用され、各今神明社は伊勢神宮の代理をなすものとして一般の信仰を集めた。驚いた神宮側は永享10年(1438年)と享徳元年(1452年) 相ついで今神明、飛神明禁止を上奏した。しかしこれ以後の神宮自由勧請は全く黙認されることとなり、神明社勧請禁止を再び訴え始めたのは江戸時代になってからである。  
　一方、室町時代になると御師の活動は一層活発となり、それに促されて各地に伊勢講・神明講が組織されだして神明宿が出来、これが発展した神明宮（栃木市神明宮）も出現している。また、参宮の盛行に伴い熱烈な神宮信者も出現し、天照大神の夢告と称して今伊勢神明阿（備後国今伊勢神明宮）を奉斎する者まで出て来るようになり、なかには僧侶による私勧請社(富山県石動町神明宮)まで出現した。このような情勢であったから、戦国時代に於ける各地武将の神宮勧請はおびただしいものとなったのである。  
　このような神明社の創建を防長の地に就てみれば、最も早いのは大内義興による山口高嶺神明宮勧請である。時は永正17年（1520年）、勧請遷宮の儀式は義興の御師高向二頭大夫によって営まれ、ついで後柏原天皇から、「高嶺大神宮」の勅額を賜っている。仝社はこれから大内氏の崇敬保護を受け、西国一の大神宮として、防長はもとより、大内領の北九州からも、盛な参拝寄進を受けている。  
　このことから、御所原大神宮が高嶺大神宮以前に存在したとは考え難い。假りに存在したとすれば、地方の個人による小祠であったと考える外あるまい。  
  
Ⅳ.三隅神明社存在説に就て  
　三隅御厨は防長を通じての唯一の伊勢内宮領であって、給主は藤原氏子、上分米10石とされている。地頭の妨げで神役の勤をせぬことが建久三年（1192年）の文書にみえるが、鎌倉時代中期健在であり（神鳳鈔）、室町時代に入っても享徳元年（1452年）までは存在が確認でき、大永六年（1526年）に至って内宮庁宣に於て姿を消している。これは、享徳元年（1452年）から大永六年の間に地方豪族によって横領されたことを物語るが、この期間には応仁文明の大乱があり、大内領は大友・小弐（少弐）氏に攻められたり、大内一支族の叛乱に遭ったりして、領地の争奪戦がみられる。三隅御厨の消滅はこれと結びつくことであらう。一方、三隅荘地頭領分は、南北朝時代は三隅荘六分臺であったが、文明二年（1470年）以後は参拾石に増加しており、享禄二年（1529年）まで阿川家領となっているので、三隅御厨の横領は阿川氏によるものとみてよいであらう。

　さて、三隅御厨の存在期間は三世紀以上と考えられるので、内宮神人御師の三隅来往は継続し、神宮崇敬をこの地方に普及したことは疑いない。即ち彼等は毎年お伊勢宿ときめられた家に滞在し、祭壇を設けて御祈祷を行い、大麻を授与して上分米を受け取り、伊勢講･神明講を結成し参宮を促したに相違ない。特に室町時代は神宮が困窮のどん底に陥った時代であった上、ともすれば神領が横領されがちであったから、神人御師の活動は益々眞剣の度を加えたと思はれる。そして神領確保の決定的措置として、お伊勢宿に神明社を奉斎したことは、既述の例もあり十分に推測できることである。  
　これに就ては、山口高校二年時代の昭和11年9月2日の日記に「御所原大神宮の起源か、大神宮が三隅にあった古記録が存する由（御園氏の研究）」の記事がある。  
　更に同年9月10日の日記に「内宮御神領の地、明暦三年(1657年)坪付帳に神宮の神田神畠等の名見ゆ、蓋し其遣なるべし･･･」の記事発見、県立図書館で調べるもそれ以上の手懸りなし、と記載している。これは戦後出版の大津郡志三隅郷の項に「内宮御神領の地がある、今でもそこを御所といって、近くに栗畑といふ村がある。明暦三年坪付帳には、シングウ、神田、神畠などの名が出てをり、今でも神宮という地名が残ってゐる」の記事に照応するものであって、三隅に御厨のあったことを裏付けると共に、御所・神宮の地名など、そこに神明社が奉斎されたことを暗示するものがないではない。戦国時代の趨勢からみて、防長唯一の神領であった三隅の地は、大神宮が奉斎されることは極めて自然な成行きと考えられるのである。  
　関連して考えねばならぬことは、文明15年（1483年）3月、大内政弘が、庶人の伊勢大神宮参詣に就て銭送及土産の停止令（大内家壁書）を出していることである。これは文明年間になると大内領からの庶人の参宮が盛行し、遠隔の地なる故に多大な出費となり、年貢徴収に悪影響が考えられたからであらう。このような参宮熱は他の要因もあるが、三隅御厨に毎年来往する内宮神人御師の活動に負うところが大きかったであらう。しかし、参宮のあり方に対する規制令が出たからには、神宮側御師の立場よりすれば、参宮の代りに神明宮を奉斎し、その神主となることによって参宮に代る収入を考えたとしてもおかしくはない。その防長に於ける最大なものが、高向二頭大夫による高嶺大神宮勧請であった。同様因縁深き三隅御厨の地に、神明社が小社ながらも創建されたと考えられぬであらうか。問題はそれを証明する古記録の未発見である。御園生氏は何を根拠に三隅大神宮存在説を唱えられたか、尚調査研究の余地のある問題である。三隅神明宮創建説を正しいものと假定する場合、その時期は参宮規制令が出た文明15年以後であり、早ければ三隅御厨が消滅したと推定される享徳元年（1452年）から大永六年（1526年）の間であり、遅ければ高嶺大神宮創建（1520年）後であって、その影響を受けた三隅領主阿川氏またはその後の領主三隅氏（大内義隆時代の大内殿有名衆の一人）の発意か援助によるものであらう。しかるに三隅神明社は大内氏関係文書にも毛利家文書にも姿を現わさず、沓として謎のヴェールに包まれたまゝである。  
  
Ⅴ三隅神明社の御所原移転説に就て  
　前記の如く、戦国時代に於ける三隅神明社存在の可能性は十分に認められる。しかし、その後の同社の消息は全く跡絶え、恰も始めから存在しなかった如くである。一方御所原大神宮の創建は天文弘治（1532年～58年）に遡ることが明確になっているが、それ以前に遡る証拠はどこにもない。とすれば、三隅神明社が御所原に遷されたと推論できぬであらうか。これを全国神明社に就てみると同地域内又は近接地間では例が頗る多い。そしてそれは領主または崇敬者により、その移住に伴う場合が多い。この問題を考える上で参考になるのは、風土注進案編纂に際しての近藤芳樹の遺した付箋である。曰く「深川・三隅之間、前･先両大津・境川の処、大神宮ノ旧地ニテ礎石アリトイフ、コレ三隅御厨ノ跡カ、此書出シニ其事ヲ論ゼズ、可考」。この付箋は、近藤氏が昔三隅御厨のあったこと、今御所原大神宮の存在することを前提とし、境川の処が大神宮の旧地であること、是は三隅御厨の跡ではあるまいかと疑問を出しているのである。このことは、御所原大神宮は始め三隅御厨の跡に創建されたことを想定していると云っていい。それでは御所原大神宮の旧地たる境川とはどこであらうか。三隅御厨の跡は当然三隅になくてはならぬ。そこに創建された筈の大神宮は深川の御所原にある。御所原大神宮の旧地は紛れもなく境川にある。そこで境川の地を三隅御厨の跡かと疑ったのであらう。さて前大津と先大津の境に境川部落の存在していることは確かであるが、ここは御厨となり得る農耕地域でもなく大神宮の旧地たりし古伝すらない。しかし前・先両大津の境ともなる大河は存在する。即ち深川河であり、その河口近くの下郷に大神宮の神帛田があり、その近くに大神宮の御旅所が存在している。此処を近藤氏は大神宮ノ旧地と認定したのであらう。このように見てくると、嘗て三隅にあった御厨は消滅したがその代り下郷に大神宮の神帛田が出来、三隅に奉斎された可能性のある神明社も下郷に遷され、軈て現御所原大神宮として遷座されたと考えられるのである。では、このような移転は何時如何なる事情に依るのであらうか、推察の外はないのである。  
  
Ⅵ御所原大神宮の起源に就て  
　御所原の属する深川庄は、古代以来西隣日置庄と共に三条家の荘園であった。文明十一年（1479年）4月、応仁の乱で困窮した三条公敦は深川庄日置が家領であった縁で、大内政弘を頼って山口に下向した。彼は天皇や将軍の召命に応ぜず、文明13年山口で出家した。その後公敦の子実香は深川湯本に住んだ。その子公頼は山口や深川に居住したが、天文20年（1551年）大内義隆が陶晴賢に叛かれて深川の大寧寺で自刃した事件に巻き込まれ、山口から知行の深川への途中殺害されている。この事件は、これまで70年間に亘って三条家当主の知行した深川庄が、三条家の手から離れるという結果を招いたのである。もともと深川荘は元長門守護代鷲頭氏の根拠地であり、この頃もこの地方最大の豪族であったらしいことは、大内義隆最後の処を記す陰徳太平記の記述内容から推察出来る。これから、三条家の深川庄は鷲頭領となった、と考えてほぼ間違いあるまい。鷲頭氏は守護代時代、飯山八幡宮を信仰して社殿を造営したり、大寧寺を創建したり、妙見社を勧請したりしている。これらからみて、神宮信仰熱の燃え上がっている折柄、鷲頭氏が三隅神明社に目をつけ、自分の居城に近い下郷に招き遷し、長門一社の大神宮として崇敬し、三条家から奪った荘園の一部を神帛田として奉納したことは十分考え得ることではあるまいか。以上の推論が大局的に妥当なりとすれば、御所原大神宮の創建は、既に寛永元年再建から逆算推定した天文弘治年間と一致し、下郷後鎮座は天文20年代の一時期に過ぎなかったと推察せざるを得ないのである。  
　しかし、上記は、あくまでも推論である。決定的史料がないのであるから、推論は色々あってもよい。結論は諸推論の比較検討の上で結構である。  
　同じ三隅神明社遷座説に立っても、鷲頭氏と無関係な推論も可能である。三隅は小村で神社の経営維持に困難がある。僅かな神領も奪はれて既になく、その上交通上も周辺地からの参拝に不便であった。これに較べ隣の深川は郡内一の大村であり、特に交通の要衝であったから、神明社の所在地としては三隅より遙かに適地であった。御師の子孫である神主としては、早くより深川遷座の機会をねらい、深川の有力豪農にまで手を伸ばして親交を結び、神明講を結成して信者とし、深川の崇敬者の賛同を得て遷座を実現し得たとも考えられぬではない。  
　又、三隅神明社とは全く無関係で、独自の創建であったとも考えられる。もともと公卿は参宮の機会に恵まれ、神宮に対して格別の崇敬心を持つ者が少なくなかった。既に見て来た如く、御所原の地は三条家の荘園に属し、1479年から1551年まで三条家の当主三代によって直接知行された地である。特に御所原の地は、神功皇后假宮の古伝があり、鎌倉初期にはたいせう寺もあったとされる、由緒ある神聖な地であったから、三条公の誰かが、深い神宮崇敬者の一人として、この地を卜して神明社を独自に勧請したとしても不思議はあるまい。もしそうだとすれば、大内氏の高嶺神明宮勧請に刺激を受けてのこととも考えられ、1520年以後のことであらう。そして御所原大神宮に奉仕する上田家が藤原氏を称し、家紋に昇り藤を主体とした紋を使用する所以も理解出来るのである。  
　何れにせよ決定的史料を欠いた推論ばかりである。真の結論は後学の士の研究に俟つ外はない。